



彩の国
埼玉県



埼玉県マスコット「さいたまっち」「コバトン」

暫定版抜粋

令和6年度埼玉県中小企業制度融資の手引

Ver. 1.1

令和6年4月

埼玉県産業労働部金融課

埼玉県中小企業制度融資一覽表

資金名		融 資 利 率 (年 以 内)					融 資 期 間 ＜据置期間(以内)・償還方法＞
		1年以内 (～12か月)	1年超 3年以内 (13か月～ 36か月)	3年超 5年以内 (37か月～ 60か月)	5年超 10年以内 (61か月～ 120か月)	10年超 15年以内 (121か月～ 180か月)	
幅広い用途に	事業資金 ① 一般貸付		1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年・元金均等月賦＞
	事業資金 ② 短期貸付	1.1%	←信用保証付き				運転 1年以内 ＜なし・割賦又は一括＞
		1.5%	←信用保証なし				
	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。))		1.4%	1.5%	1.6%		設備 10年以内 運転 7年以内 ＜1年・元金均等月賦＞ (融資期間1年以内は一括も可)
【経営革新企業特例を適用する場合】		1.3%	1.4%	1.5%			
創 業 期	④ 起業家育成資金		1.0%	1.1%	1.2%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年・元金均等月賦＞
前 向 き な 投 資	⑤ 設備投資促進資金		1.1%	1.2%	1.3%	(土地・建物有) 1.5%	設備 1年超 10年以内 (土地・建物 1年超 15年以内) 運転 1年超 7年以内 ＜2年・元金均等月賦＞
	【カーボンニュートラル・DX・事業再構築要件】		1.0%	1.1%	1.2%	1.4%	
	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付		1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年(設備2年)・元金均等月賦＞
	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付		1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年・元金均等月賦＞
	⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年(設備2年)・元金均等月賦＞
	⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 ＜1年(設備2年)・元金均等月賦＞
	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 ＜2年・元金均等月賦＞
	⑪ 産業創造資金 産業立地貸付	信用保証付き→ 信用保証なし→	1.4% 1.5%	1.5% 1.6%	1.6% 1.7%		設備 1年超 12年以内 (10億円超 1年超15年以内) ＜2年・元金均等月賦＞
経 営 の 安 定 や 再 生 に	⑫ 経営安定資金 大臣指定等貸付		1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 (災害復旧のみ) 運転 1年超 10年以内 ＜1年(災害復旧2年)・元金均等月賦＞
		SN5号のみ→	1.2%	1.3%	1.4%		
	⑫の2 経営安定資金 知事指定等貸付		1.2%	1.3%	1.4%		設備 1年超 10年以内 (災害復旧のみ) 運転 1年超 10年以内 ＜1年(災害復旧2年・エネルギー・原材料 価格高騰特例3年)・元金均等月賦＞
	⑬ 伴走支援型経営改善資金		0.9%	1.0%	1.1%	←SN4号	設備 10年以内 運転 10年以内 ＜5年・元金均等月賦＞ (融資期間1年以内は一括も可)
			1.0%	1.1%	1.2%	←SN5号	
			※借換えて責任共有対象外の場合は各-0.1%(詳細は資金ページ参)			←一般保証	
⑭ 経営あんしん資金		1.4%	1.5%	1.6%		運転 1年超 10年以内 ＜1年(知事指定災害2年)・元金均等月賦＞	
⑮ 企業パワーアップ資金		金融機関所定利率				設備・運転 1年超 10年以内 ＜1年・元金均等月賦＞	
⑯ 借換資金 (再借換を含む。)		金融機関所定利率				運転 1年超 10年以内 ＜1年・元金均等月賦＞	

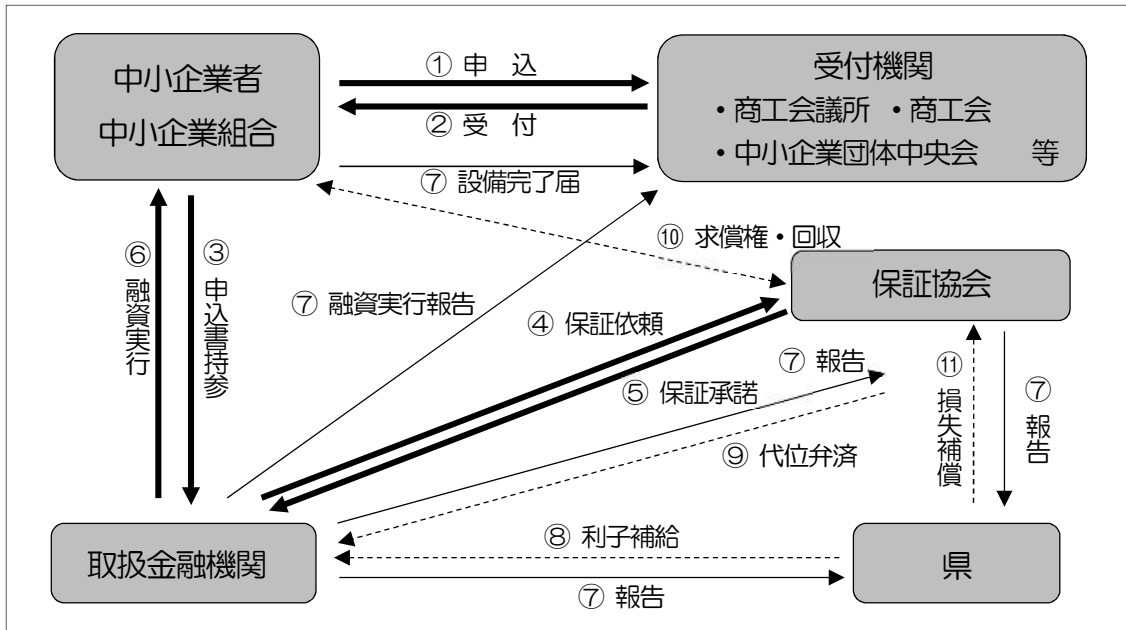
限度額 (以内)	信用保証・保証料(年%以内)	利子補給率 (%)	責任共有	融資枠 (億円)	資金名
設備 6,000万円 (組合 4億円) 運転 5,000万円 (組合 6,000万円) 運転・設備併用 6,000万円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.1	○	300	事業資金 ① 一般貸付
信用保証付き 3,000万円 信用保証なし 3,000万円 (認定組合(員) 6,000万円)	原則として付する* 0.45~1.64	0.475 0.075	○	200	事業資金 ② 短期貸付
2,000万円 設備・運転併用 2,000万円	0.50~1.76 付する* (特別小口保険 0.80)	0.1 0.2	×	300	小規模事業資金 ③ (③の2 借換制度(再借換を含む。)) 【経営革新企業特例を適用する場合】
設備 3,500万円 運転 3,500万円 設備・運転併用 3,500万円	0.80 付する* (スタートアップ創出促進保証 1.00)	0.5	×	100	④ 起業家育成資金
設備 1億5,000万円(土地・建物は 2億円) 運転 5,000万円(設備投資に伴うものに限る) 設備・運転併用 1億5,000万円(土地・建物は 2億円)	付する* 0.45~1.64	0.5 0.6	○	250	⑤ 設備投資促進資金 【カーボンニュートラル・DX・事業再構築要件】
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.77	0.5	○	50	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	0.20~1.15 付する*	0.5	○	50	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用 1億円	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
設備 1億円 (組合 4億円) 運転 1億円 設備・運転併用 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64	0.3	○		⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
設備 1億円 (組合 4億円)	付する* 0.45~1.64 (海外投資関係 0.97)	0.3	○	50	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
20億円 (対象経費の70%以内) (工場等移転 2億円)	必要により付する* 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用 1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45~1.64	0.4	×	400	経営安定資金 ⑫ 大臣指定等貸付
設備 8,000万円 (組合 1億円)(災害復旧のみ) 運転 8,000万円 災害復旧で設備・運転併用1億6,000万円 (組合 1億8,000万円)	付する* 0.45~1.59 (金融円滑化関連 0.68)	0.4	○		⑫の2 知事指定等貸付
設備 1億円 運転 1億円 設備・運転併用1億円	付する* 0.2%(※) ※条件変更時は保証料率が異 付する* 0.2~1.15(※)	0.6	×	1000	⑬ 伴走支援型経営改善資金
8,000万円	付する* 0.45~1.64	0.2	○	200	⑭ 経営あんしん資金
2億8,000万円 設備・運転併用 2億8,000万円	付する* 0.45~1.59 {SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68}	-	○	200	⑮ 企業パワーアップ資金
1億円	付する* 0.45~1.64 {SN1~4,6号,危機関連保証 0.80 SN5・7・8号保証 0.68}	-	○	500	⑯ 借換資金 (再借換を含む。)

* 事業者選択型経営者保証非提供を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなります。

1 総則

■埼玉県中小企業制度融資（金融課所管分）のしくみ■

埼玉県中小企業制度融資は、埼玉県、県内金融機関、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）、そして受付機関である商工団体（各商工会議所・商工会、埼玉県中小企業団体中央会）等が連携・協力することにより、中小企業が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう支援する制度です。



- ① 中小企業者・中小企業組合は、受付機関で制度融資を申し込みます。
- ② 受付機関は、中小企業者等からの申込内容を確認し、受け付けます。
- ③ 中小企業者等は、取扱金融機関に申込書等を提出します。
- ④ 取扱金融機関は申込内容を審査し、保証協会の保証を付ける場合、保証協会へ保証依頼を行います。
- ⑤ 保証協会は申込内容を審査し、信用保証を付することが適当である場合は、保証承諾を行います。
- ⑥ 取扱金融機関は中小企業者等に融資を実行します。
- ⑦ 融資実行後、申込者・各機関は必要な報告・届出をします。
- ⑧ 中小企業者等が低利で融資を受けることができるよう、県は金融機関（本（母）店）に対し利子補給を行います。
●利子補給金：[p.16](#)
- ⑨ 中小企業者等が借入金を返済できなくなった場合、保証協会は中小企業者等に代わって取扱金融機関に代位弁済します。
- ⑩ 保証協会は中小企業者等への求償権を取得し、回収事務を行います。
- ⑪ 保証協会が行った代位弁済による損失の一部を、県は保証協会に対して損失補償します。



■ 融資対象者の要件 ■

資金によって取扱い異なる場合や個別の要件があります。

原則として次の1から8の全てに該当することが県中小企業制度融資の対象者要件です。

- 1 保証対象業種*1に属する事業を営む中小企業者*2及び中小企業組合*3であること(下記参照)。
- 2 申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、かつ同一事業(日本標準産業分類の「小分類」が同一)を営んでいること。(県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ●Q&A: 1-12~1-18

【例外】・起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、伴走支援型経営改善資金の一部、経営あんしん資金の一部は不要。
・産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)の一部は、「県内1年以上」は不要。
- 3 事業税(法定業種以外の事業を営む個人については県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。 ●Q&A: 1-19~1-29
- 4 開業等に許可、認可、登録等を必要とする場合は、その許認可等を取得していること。(p.12 一覧表参照) ●Q&A: 1-30~1-39
- 5 保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、当該金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
- 6 保証協会の保証残高が、保証限度額を超えないこと。(信用保証を付する場合)
- 7 手形交換所等の取引停止処分中でないこと。
- 8 暴力団・暴力団員等の反社会的勢力に属する者その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。

* 1 : 保証対象業種

農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等を除く、一般にいう商工業のほとんどの業種が対象になります。

※疑義がある場合には埼玉県信用保証協会に確認すること。

●Q&A: 1-1~1-4-5

* 2 : 中小企業者

資本金の額(出資の総額)又は常時使用する従業員(常用雇用者とそれに準ずる臨時雇用者)数のいづれかが下表に該当する個人、会社(士業法人を含む)、医業を主たる事業とする法人、NPO法人

●Q&A: 1-5~1-11

業 種	資本金 (出資の総額)	従業員数
■下欄以外の業種 ex. 製造業・建設業・不動産業・運送業・保険代理店・旅行業 ■自動車整備業・ソフトウェア業(小分類391)・情報処理サービス業(細分類3921) ■医業を主たる事業とする法人(従業員数のみ)	3億円以下	300人以下
■ゴム製品製造業(自動車・航空機用タイヤ、チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く。)		900人以下
■卸売業	1億円以下	100人以下
■小売業	5千万円以下	50人以下
■サービス業 ■個人の診療所(従業員数のみ)		100人以下
■旅館業		200人以下

- ・中小企業基本法による「中小企業者」の範囲と異なる場合あり
- ・資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割を超えている場合、確認書類が必要 ●p.8 (20)
- ・雇用契約のないボランティアや障害者等は従業員数に含めないため、NPO法人については特に留意が必要
- ・以下の資金についてはNPO法人は利用不可

小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(事業承継特別貸付)要件イ、産業創造資金(事業承継支援貸付)要件イ

* 3 : 中小企業組合

中小企業者が事業の改善を図るために組織する組合で、組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種に属する事業を行うもの

種 類	内 容
事業協同組合	経営の合理化等のため生産・加工・運搬など共同事業を行う組合
事業協同小組合	〃 (組合員資格が従業員5人(商業・サービス業は2人)以下)
協同組合連合会	
企業組合	組合員の働く場の確保等のため個人事業者や勤労者が組合に事業統合
協業組合	生産性向上等のため組合員が事業の一部・全部を共同して経営
商工組合	組合員の事業の改善発達のため調査研究、指導教育等を実施
商工組合連合会	
商店街振興組合	小売商業・サービス業者が商店街の環境整備事業等を行うため設立
商店街振興組合連合会	

■ 資金使途 ■

資金によって取扱いが異なる場合や個別の要件があります。

1 運転資金と設備資金について

原則として、会計処理上、資産計上を要し減価償却を行うもの（備品等）は「設備資金」、減価償却しない資産の取得や資産計上しない経費の支払い等に必要な資金は「運転資金」として区分しています。

■ 設備資金（資産計上を要し減価償却を行うもの）の一覧

- ・ 減価償却資産（所得税法施行令第6条）
 - ①建物及びその附属設備 ②構築物 ③機械及び装置 ④船舶 ⑤航空機 ⑥車両及び運搬具
 - ⑦工具、器具及び備品 ⑧無形固定資産（特許権・ソフトウェア・営業権等）
- ・ 土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金（経営安定資金（大臣指定等・知事指定等）災害復旧関連を除く）

（注）同一設備を対象とした複数貸付の併用は不可。

☛Q&A：1-42～1-52

2 融資対象とならない資金使途

（1）設備資金

① × 土地取得資金（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例外】 ・ 中小企業組合が事業資金（一般貸付）を利用する場合

- ・ 設備投資促進資金（建物敷地等の場合）
- ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付及び事業承継特別貸付）で事業に不可欠な建物が存する土地・経営承継円滑化法の認定を受けた土地の場合
- ・ 産業創造資金（産業立地貸付）の一部

② × 住宅（社宅・寮含む）

③ × 株式取得資金（減価償却資産に当たらず資産の形成に当たるため、原則として対象外）

【例外】 ・ 産業創造資金（事業承継支援貸付）の対象者要件イにおける経営承継円滑化法の認定を受けた議決権株式

- ・ 産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への出資資金

④ × 乗用車取得資金

「3・5・7」ナンバーの乗用車^{*}や、乗用車形態の「8」ナンバー車は、確実に事業用に供されることが確認できないため、原則として制度融資の対象外となります。中古車購入等の場合は車検証で確認し、車検証がない場合は見積書やカタログ等で確認してください。オートバイも、荷物積載用の設備を付けるなど明らかに事業用の形態のもの以外は対象外となります。

（※乗用車：人の運送の用に供する軽自動車、小型自動車、乗車定員10人以下の普通自動車）

分類番号		自動車の種別による分類番号	
普通	貨物自動車	1、10～19、100～199	
	乗合自動車	2、20～29、200～299	
	乗用自動車	3、30～39、300～399	
小型	貨物自動車	4、40～49、400～499	
		6、60～69	
	乗用自動車	5、50～59、500～599	
		7、70～79	
	特殊用途自動車	8、80～89、800～899	
	大型特殊自動車	9、90～99、900～999	
	大型特殊自動車のうち建設機械	0、00～09、000～099	

大宮 〇〇〇
さ 42-49

対象外

原則対象（キッチンカー等）

【例外】 ・ 旅客運送業、自動車運転代行業の営業用車両（タクシー・代行随伴車）

- ・ 自動車賃貸業の賃貸車両（レンタカー）
- ・ 介護施設^{*}の送迎用車両

^{*}日本標準産業分類の小分類が児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業に該当する福祉施設に限る。

以上の3つについては、乗用車を使用しないと事業自体が成り立たないほど支障を来すと認められるため、限定的に対象としています。

⑤ **×設置に必要となる許可を受けていない設備のための資金**

⑥ **×公害の発生するおそれのある設備のための資金**

⑦ **×埼玉県外に設置する設備のための資金**

*運転資金についても、県外のみに利用されることが明らかな場合は、原則として対象外

⑧ **×申込者以外が使用する設備のための資金**

原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の対象外となります。ただし、駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外となります。

＜例＞オフィスビルやアパート等の賃貸用物件の建設・改修等は、居住者（＝申込者以外）が使用する設備となるため、制度融資の対象外となります（運転資金に該当する小規模な内装工事・修繕は除く）。

【例外】以下の資金使途であれば、申込者以外が使用する設備であっても、融資対象になります。

- ・物品賃貸業（リース業、レンタル業）を営む者の賃貸用物件
- ・下請企業、外注先に貸与する設備のうち申込者の自社製品専用の金型
- ・罹災証明を受けた賃貸物件の原状回復工事（被災資産の原状回復費用は修繕費とするという税務上の取扱いに該当すれば、制度融資の申込区分上、設備資金に該当しても対象）

⑨ **×申込時（商工団体等受付時）において設置済みの設備のための資金**

（融資実行前に設置が見込まれる場合も原則として対象外）

*設置済みとは？

所有権の移転（引渡し）後、又は当該設備を用いて営業が開始されていることをいいます。ただし、改装等の場合は、営業していても工事中であれば設置前、車両の場合は登録済みでも納車前であれば設置前となります。（**注意**）リース済み物件の購入は、設置済みの扱いとなり、融資対象外になります。

【例外】以下の2資金では、設置後6か月未満の設備の未払部分が融資対象となります。

- （ア）小規模事業資金
- （イ）起業家育成資金

また、産業創造資金（事業承継支援貸付）の対象者要件イ（[p.63](#)参照）においても、設置済みの設備の未払部分は融資対象となります。

⑩ **×申込時（商工団体等受付時）において支払済みの設備のための資金**

（融資実行前に支払いが見込まれる場合も原則として対象外）

手付金支払済みの場合、手付金を除いた額のみ対象となります。

(2) **運転資金**

① **×借入金の返済資金**

【例外】・産業創造資金（事業承継特別貸付）

- ・小規模事業資金の借換制度
- ・借換資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）
- ・企業パワーアップ資金（新規運転資金を併せる場合に限ります）
- ・経営安定資金（大臣指定等貸付）金融円滑化関連（破綻金融機関等との取引に係る借入金の返済資金に限ります）
- ・伴走支援型経営改善資金（県制度融資の借換えに要する資金に限ります）

② **×納税に充てる資金**

【例外】・物品代金の消費税相当額
・車両購入時の自動車税・取得税・重量税等

③ **×プロジェクト資金※**（宅地・建売分譲の際、短期で一括返済することが多いため対象外）

不動産業の運転資金はプロジェクト資金以外の場合、資金の必要性を精査した上で取り扱っています。

※プロジェクト資金：不動産業者が販売目的で土地や建物を購入する場合の資金

④ **×取引先等への転貸資金、中小企業組合による組合員への転貸資金**

【例外】産業創造資金（海外投資貸付）における海外法人への転貸資金

■ 融資限度額 ■

貸付ごと（一部資金は関連ごとなど別の定め）に融資実行時の残高を含めた額となります。

※信用保証を付す場合、残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）を含めて一企業当たりで保証協会が定める保証限度額を超えないこと。

- | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------|
| 1 企業当たり：2億8,000万円（うち無担保保険8,000万円） | } | 一般分
（別枠保証有り） |
| 1 組合当たり：4億8,000万円（うち無担保保険8,000万円） | | |

■ 融資利率 ■

- (1) 上限利率の定めがある資金は、融資実行時の上限利率以内の固定金利が適用されます。
 受付時の上限利率ではないため、融資実行時までには上限利率が下がる際には、特に注意が必要です。

<例> 申込日の上限1.5% → 実行日の上限1.4%のとき
 申込時の1.5%で実行してしまうと要綱に該当しなくなるため利子補給対象外。 ●p.16

※期間別利率設定がある資金について、実行後に条件変更により期間区分を変更する場合は、固定金利の例外として新しい期間区分の上限以下の利率に変更することも可能です。

<例> 3年超5年以内1.4%以内、5年超1.5%以内の資金で、当初は4年1.4%で借りた資金を3年後に融資期間6年に条件変更する場合、実行時の融資期間6年（5年超）の区分である1.5%まで利率を上げることも可能

- (2) 金融機関所定利率と定められている資金については、固定金利だけでなく変動金利も適用できます。
 （ただし、繰上償還時等に違約金が発生するデリバティブは不可とします。）

■ 融資期間 ■

融資実行日を始期として、資金ごとに定められた「下限期間後の応当日の翌日」～「上限期間後の応当日」の間に終期を設定してください。

<例> 2月29日実行で「1年超△年以内」と定められた資金
 → 翌年の3月1日～△年後の2月29日（うるう年以外は2月28日）の間に終期を設定
 （△年後の2月29日が休日の場合、翌営業日を終期に設定すると期間超過で利子補給対象外となります）

■ 償還方法 ■

- (1) 融資期間1年超の長期資金については、元金均等月賦償還のみです。
- (2) 融資期間1年以内の事業資金（短期貸付）については、割賦又は一括償還を選択できます。
融資期間1年以内の小規模事業資金及び伴走支援型経営改善資金については、1年以内据置元金均等月賦償還又は一括償還を選択できます。 ●Q&A：[1-54](#)～[1-56](#)

■ 信用保証 ■

事業資金（短期貸付）及び産業創造資金（産業立地貸付）は、金融機関との協議により信用保証を付さないこともできますが、それ以外の資金は、全て保証協会の信用保証を付する必要があります。

※セーフティネット保証は、経営安定資金（大臣指定等貸付）、経営安定資金（知事指定等貸付）金融円滑化関連、伴走支援型経営改善資金、企業パワーアップ資金、借換資金に限り、利用できます。
 なお、責任共有対象外制度での借換えの場合、責任共有対象外制度は借換え対象外となります（伴走支援型経営改善資金の一部を除く）。

※危機関連保証は、経営安定資金（大臣指定等貸付）、企業パワーアップ資金、借換資金に限り、利用できます。

※特別小口保険に係る保証は、小規模事業資金（借換制度を含む。）の個人事業者に限り利用できます。

■ 担保 ■

- (1) **【担保不要】** …… 小規模事業資金、起業家育成資金
- (2) **【原則担保不要】** …… 経営あんしん資金（例外は申込者が有担保割引を希望する場合等）
- (3) **【協議】** …… 上記以外の資金は、取扱金融機関・保証協会との協議によります。

■ 保証人 ■

- (1) 原則として法人の代表者以外の保証人（第三者保証人）は不要です。☛Q&A：1-55
- 【例外】小規模事業資金、起業家育成資金（スタートアップ創出促進保証制度）、産業創造資金（事業承継特別貸付）を除き、①～③の特別な事情がある場合は法人代表者以外の連帯保証人を必要とすることがあります。
- ① (a) 実質的な経営権を持っている者
 - (b) 申込人(法人はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
 - ② 本人又は申込者の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- (2) 法人の代表者による保証については、以下のとおりです。
- ① 信用保証を付さない場合
金融機関の運用により保証人としなくて済みます。
 対象資金：事業資金(短期貸付)、産業創造資金（産業立地貸付）
 - ② 信用保証を付する場合
原則として、代表者を連帯保証人とします。
- 【例外】以下の場合、法人の代表者保証は不要です。
- ア 産業創造資金（事業承継特別貸付）、産業創造資金（事業承継支援貸付）対象者要件イ（イ）を利用する場合
 - イ 次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合
 - (ア) 申込金融機関において、①申込企業の代表者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資（信用保証を付さない融資）の残高がある場合（同時実行を含む）であって、②「法人と代表者個人の資産・経理の分離」や「債務超過や赤字ではない」等の一定の要件を満たす場合
 - (イ) 申込企業又は申込企業代表者の所有不動産について担保提供があり、申込みの保証金額に対して全額の保全が図られる場合
 - ウ 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合
 - エ 伴走支援型経営改善資金で経営者保証免除対応を適用する場合
 - オ 起業家育成資金でスタートアップ創出促進保証を利用する場合

■ 申込受付機関 ■

中小企業者： 事業所（予定地）が所在する地区の商工会議所・商工会
（原則として単なる住民登録上の住所又は登記上の本店所在地ではなく、事業実態のある事業所の所在地）
 ★起業家育成資金は、創業・ベンチャー支援センター埼玉でも受付可。

中小企業組合： 埼玉県中小企業団体中央会

【例外】次の資金の受付機関はそれぞれ下記のとおりです。

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ① 伴走支援型経営改善資金 | 取扱金融機関 |
| ② 産業創造資金（事業承継特別貸付） | 与信取引のある取扱金融機関 |
| ③ 企業パワーアップ資金 | 指定取扱金融機関 (p.101) |
| ④ 事業資金（短期貸付）の認定組合員※である中小企業者 | それぞれの加入する組合 |
| ⑤ 産業創造資金（産業立地貸付） | 県金融課 |

※ 認定組合員：事業資金（短期貸付）の利用団体として知事が認定した中小企業組合 (p.30参照) の組合員

■ 取扱金融機関 ■

- (1) 原則として、銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫の県内に所在する本支店*（日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取扱いができません。）
- * 県外支店についても、本支店が県内に1店舗以上あること、埼玉県信用保証協会の利用があること、県内の顧客との取引が一定数あること、県内に営業エリアがあること、など一定の要件を満たせば、金融機関からの申請により、例外的に取扱金融機関として県が指定しています。
- ☛県外支店一覧：埼玉県林-ム-ヅ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07-kinyukikan.html>
- (2) 【例外】次の資金はそれぞれ下記のとおりです。
- ・ 企業パワーアップ資金…指定取扱金融機関
 - ・ 産業創造資金（事業承継特別貸付）…与信取引のある取扱金融機関

■ 申込みに必要な書類早見表 ■

詳しくは各資金のページを参照してください

運転・設備資金又は複数資金を同時に申し込む場合は、2口となるため★印の書類は原本2組を提出。
(★印以外は1部で可。)

※金融機関や保証協会の審査過程において、下記以外の書類が必要となる場合があります。☛Q&A：1-56~72

書 類	参考： 県指定様式集 HP	受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【共通】				
(1) ★	埼玉県中小企業制度融資申込書 (様式1※リンク先は見本、様式1-2又は様式1-3) ※産業創造資金(事業承継特別貸付)、伴走支援型経営改善資金及び企業パワーアップ資金は 様式1-2 、産業創造資金(産業立地貸付)は 様式1-3 (いずれも複写式でない) ※「 個人情報の取扱いについて 」を事業者に交付、内容を説明の上、了承を得ること(申込書の同意欄に☑)	(様式1)原則として複写式4枚1組 (様式1-2又は様式1-3)原本2	2枚目	3枚目
(2)	事業税の納税証明書等* (具体的内容は <p>p.9</p> 参照) (法定業種以外の事業を営む個人は県民税及び市町村民税) ※納税証明書等：(ア)納税証明書(原本1写し1) (イ)領収証書(納期限内に完納されたものに限る)の写し (ウ)口座振替済通知書の写し のいずれか ※同一納付期間分を提出済の場合、写し2で可	原本1、写し1(写し2)	金融機関の求めに応じ原本又は写し	写し
(3)	最新2期分の確定申告書(決算書)の写し* 個人の場合：青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を含む 法人の場合：確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書の添付が必須 ※2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分のみで可 ※以下の資金の利用に際し、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合には不要 起業家育成資金、産業創造資金(事業承継支援貸付)における承継者(ただし、被承継者は必要)、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、伴走支援型経営改善資金、経営あんしん資金、 ※NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類も必要。①事業報告書、②計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、③年間役員名簿、④社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面 ・確定申告書に税務署収受印がない場合、受付欄には申込書受付欄記入欄「※4」の該当項目にチェック ☛ Q&A1-28 ・確定申告書のマイナンバー(個人番号)は、必ず黒塗り・マスキング等を実施	写し2	写し	写し
(4)	許可書・登録書等の写し(必要な業種の場合)(具体的内容は <p>p.12</p> 参照)	写し2	写し	写し
(5)	埼玉県中小企業制度融資に関する特約書(様式28をひな形とする。)(融資実行に先立ち取扱金融機関に提出)		原本	
基本書類【設備資金を申し込む場合】				
(6)	見積書の写し			
(7)	カタログ又は図面の写し(平面図・立面図・配置図等)(必要に応じて)			
(8)	建築確認申請書及び建築確認済証の写し(建物建築・取得の場合)			
(9)	賃貸借契約書及び賃貸人の承諾書等の写し(自己所有でない建物の改装等の場合)	写し2	写し	写し
(10)	契約書の写し(賃借する建物の保証金等の場合)			
(11)	土地売買契約書の写し(事業資金(一般貸付)における中小企業組合、設備投資促進資金、産業創造資金(事業承継特別貸付及び事業承継支援貸付)、産業創造資金(産業立地貸付)による土地取得資金の場合)			

書 類		受付時 必要部数	金融機関	保証協会
基本書類【保証協会必要書類】				
(12)	印鑑証明書 (法人の場合は代表者個人分も必要) ※既に取扱金融機関に印鑑証明書を提出済の場合、原本提出を省略できる場合あり。取扱金融機関に確認してください。	/	原本	写し
(13) ★	信用保証委託申込書 (保証協会所定の様式)	/	-	原本
(14) ★	信用保証委託契約書 (保証協会所定の様式)	/	-	原本
(15)	経歴書 (保証協会新規利用者の場合)	原本1、 写し1	写し	原本
(16) ☆	登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し (参考: Q&A 1-64) (会社設立からの経緯が全て分かるもの) ※インターネット登記情報提供サービスにより出力したものでも可。ただし、審査状況によっては、その他の書類が必要となる場合あり。	写し2	写し	写し
(17) ☆	定款の写し (起業家育成資金又は初回決算を迎えていない場合のみ)	写し1	-	写し
(18)	個人情報の取扱いに関する同意書 (包括同意型) (同一金融機関に提出済の場合は不要)	/	原本	原本
(19)	残高試算表 (決算期から6か月以上経過の場合など)	/	写し	写し
(20)	従業員数確認書類 (資本金が基準を超え、従業員数が基準の9割超の場合のみ、p.2参照) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書、日本年金機構等公的機関による証明書 ほか (詳細は保証協会まで)	/	写し	原本 又は 写し
(21)	その他必要な場合 資金計画書・設備計画書 ほか	/	-	-
各資金必要書類				
(22)	各資金の利用に係る必要書類 (具体的内容は各資金ページを参照)	原本1、写 し1又は	写し	原本 又は 写し
(23)	各資金の利用に係る認定書・計画書等 (具体的内容は各資金ページを参照)	写し2		
事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合に必要な書類				
(24)	(制度の適用を希望する場合) 「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書 (保証協会所定)	/	写し	原本 又は 写し
(25)	(経営者保証を提供する場合) 「経営者保証に関するガイドライン」等 に係る説明 (保証協会所定)	/		

☆：保証協会の利用があり、内容に変更がなければ提出不要の書類

なお、受付機関では、(1)のみ、最長融資期間中の保管が必須です (提出されたその他の書類の写しは任意)。ただし、受付機関において認定を行う様式については、写しを保存するなど、認定した内容が後から確認できるようにしてください。

■ 納税要件 ■

(1) 納税要件については、直近の年度の事業税等について、**納期限が到来している全ての納期分に滞納がないことの確認**が必要です。
 ※確認が不要な場合もあります。(詳細は(3)を参照。)

申込者	税目	融資申込日※2	添付が必要な領収証書等
法人 ※1	法人事業税	事業年度終了後2か月未満	前事業年度分
		事業年度終了後2か月以降	直近の事業年度分
個人事業主(法定業種)	個人事業税	4/1～8/30	前年度の1・2期分
		8/31～11/29	当年度の1期分
		11/30～3/31	当年度の1・2期分
個人事業主(法定業種以外)	県民税 及び 市町村民税	4/1～6/29	前年度の1～4期分
		6/30～8/30	当年度の1期分
		8/31～10/30	当年度の1・2期分
		10/31～1/30	当年度の1～3期分
		1/31～3/31	当年度の1～4期分

- ※1 収益事業を営まないNPO法人の場合は、法人県民税(取扱いは法人事業税と同じ)
- ※2 法人事業税の納期限 ……事業年度が終了した日から2か月
 (確定申告書提出期限の延長の承認を受けた場合は3か月)
- 個人事業税の納期限 ……1期:8/31、2期:11/30
- 県民税及び市町村民税の納期限 ……1期:6/30、2期:8/31、3期:10/31、4期:1/31
 (納期限が土曜日又は休日にあたる時は、これらの日の翌日)

※3 融資申込時点で、事業税等を納期限前に納付した事業者は、直近の事業年度分の領収証書等を添付

(2) 納税要件は次に記載の書類で確認します。

原則

・納税証明書

★「税額等の証明」又は「滞納額がないこと証明」により、直近年度に滞納がないことを確認。

ただし

下の①～⑦に該当せず、かつ、**納期限内に完納している***場合のみ

- ・領収証書の写し
- 又は
- ・口座振替済通知書の写し
- でも可能

※金融機関等の領収日付や口座振替日で確認

【例外】

以下の場合、提出書類として**納税証明書が必要**(領収証書の写しや口座振替済通知書の写しは不可)。

- ①小規模事業資金で特別小口保険の利用(個人に限る)を希望する場合
- ②減免、非課税、徴収猶予の場合
- ③修正申告をしている場合
- ④Pay-easy(ペイジー)を利用して納付した場合
- ⑤県民税及び市町村民税の口座振替による納付で、市町村が口座振替済通知書を発行していない場合
- ⑥信用保証協会が必要と認める場合(信用保証協会の新規利用者等)
- ⑦その他納期限内の完納が領収証書では確認できない場合

(3) 納税要件確認(書類の提出)が不要な場合

以下の資金の利用で**納期限が未到来**の場合、納税要件の確認書類の提出は不要です(それ以外は必要です)。

- (ア) 起業家育成資金 …… [p. 37](#)
- (イ) 産業創造資金(事業承継支援貸付)の要件ア(イ)から(エ) …… [p. 59](#)
- (ウ) 経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連 …… [p. 75](#)
- 〃 (知事指定等貸付)災害復旧関連 …… [p. 81](#)
- (エ) 伴走支援型経営改善資金 …… [p. 91](#)
- (オ) 経営あんしん資金 …… [p. 97](#)

■ 現地調査について ■

不正利用の防止を図り、金融機関・保証協会の審査、さらにその後の経営指導に生かすため、受付機関が事業所(予定地)を訪問して、客観的に事業実態を確認する調査です。

1. 現地調査が必要な資金

小規模事業資金 p.31、起業家育成資金 p.37

2. 現地調査を省略できる場合(以下(1)~(6)のいずれか)

- (1) 開業後1年以上*¹又は分社化(小規模事業資金除く)* 1 県外から移転後1年未満の場合は省略不可
- (2) 金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上*²

→申込者と金融機関(融資申込みを希望する金融機関以外(日本政策金融公庫を含む)でも可)との間に事業上の貸付、手形割引又は当座預金の取引が申込日以前1年間に通算して6か月以上ある場合

*2 信用保証付きの借入金がある場合、資料添付は不要。
 それ以外の場合は、勘定科目内訳書、借入金返済表、手形割引実行明細表、当座預金通帳等を添付してください。
 ・カードローン・普通預金の場合、事業上の取引であることが明確でないと対象外
 ・同じ取扱金融機関の異なる支店での取引期間、法人成りした場合の個人での取引期間も通算可。

- (3) 経営指導6か月以上(受付機関によるもの)
- (4) 1年以内に制度融資・日本政策金融公庫融資**実行実績あり**
 →受付機関が、最近1年以内に申込者からの制度融資又は日本政策金融公庫の融資の申込みを受けている場合
- (5) 商工会議所・商工会の会員期間1年以上
- (6) その他営業実態把握(申込書の括弧内に具体的内容記載)
 →上記以外で受付機関が営業実態を把握していると判断できる場合
 <例>開業中の飲食店を把握、工場の操業を把握、別の事業者との取引を把握、数か月に渡り複数回の経営指導を継続して行い営業実績を把握

【参考】 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)下部の受付機関記入欄

※1 受付機関にて、次の項目を実施 限度額を超過していない旨の確認(ヒアリング含む) (認定組合員のみ)様式30の送付

※2 次のいずれにも印がつかない場合、現地調査報告書(様式26)を作成
 ① 起業家育成資金で開業後1年以上又は分社化の場合
 ② 金融機関取引(事業貸付・手形割引・当座預金)6か月以上 経営指導6か月以上 1年以内に制度融資・公庫融資受付
 ③ 商工会議所・商工会会員1年以上 その他営業実態把握()

※3 小規模事業資金の個人事業主で特約中小(内訳埼玉県)の場合 申請書(所得証明等添付済み) コピー

※4 確定申告書に税務署収受印がない場合 電子申請(受信通知) 商工団体受付 市町村受付(収受印) その他(所得証明書等の確認)

3. 現地調査報告書(様式26)の作成

上記2の現地調査を省略できる場合に該当しない場合、現地において、建物、備品・商品、車両等、帳簿、看板、従業員等、事業活動又は創業準備の状況を把握し、報告書を作成(事業実態の把握に必要な事項をチェック)するとともに、必要な経営指導等を行ってください。※原本1部、写し1部を密封した封筒に入れ、写し1部を保管

- ・本社が県外で県内事業所は居宅内事務室のみの場合、県内での事業が要件なので県内事業所を調査
- ・開業に係る具体的な計画段階でも、予定地の状況等、可能なものについて確認
- ・予定地が多数あり絞り込めないなど計画の熟度が十分でない可能性がある場合、開業計画の再考を指導

4. 小規模事業資金で事業所建物が居宅内事務室だった場合

小規模事業資金で現地調査を行った事業所が居宅内事務室(アパート、マンション、一戸建て専用住宅等)の場合には、更に、次の(1)~(3)全ての項目にかかる書類の写しの添付が必要となります。

- (1) 建物の所有・賃借関係を確認できる次の書類の写し

① 自己所有の場合	→申込者が建物所有者であることを確認できる書類 (建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等)
② 自己所有以外の 場合	建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいる場合 →賃貸借契約書 建物所有者と申込者の間で賃貸借契約を結んでいない場合 ア 建物所有者が申込者の配偶者等(配偶者・親・子・法人の代表者)の場合 →配偶者等が建物所有者であることが確認できる書類(建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書、建物の評価証明書等) ※申込者と配偶者等(建物所有者)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載 イ 配偶者等が建物所有者(第三者)と賃貸借契約を結んで建物を賃借している場合 →配偶者等が建物を賃借していることがわかる書類(配偶者等と建物所有者(第三者)との賃貸借契約書等)の写し ※申込者と配偶者等(建物賃借人)の関係を制度融資申込書の受付機関記入欄に記載

- (2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(直近1年分のうち(3)の入出金状況を確認できる部分)
- (3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書、領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し
 →取引先名、所在地、押印のあるもので、直近1年のうち複数月の数枚程度で、入出金状況を(2)の通帳で確認できるもの

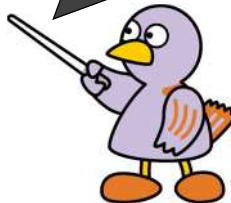
金融機関における融資実行上の手続き

中小企業者が受付機関（商工会議所・商工会等）での申込受付を行った後、金融機関は、埼玉県中小企業制度融資要綱に定める以下の手続きを行う必要があります。

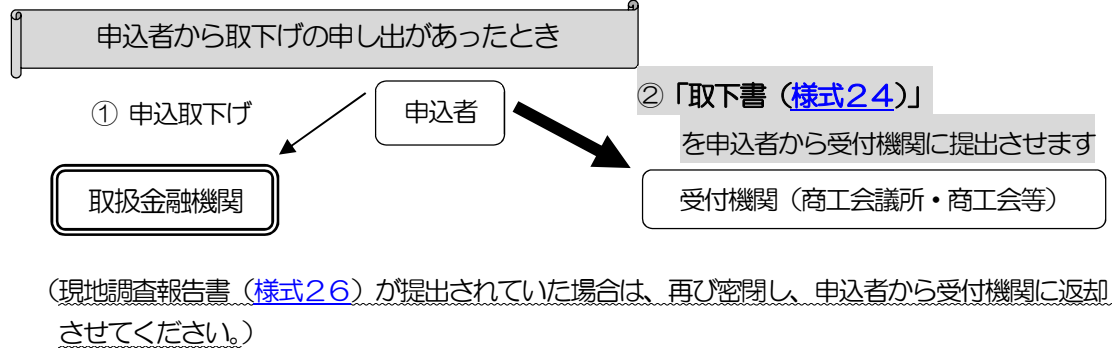
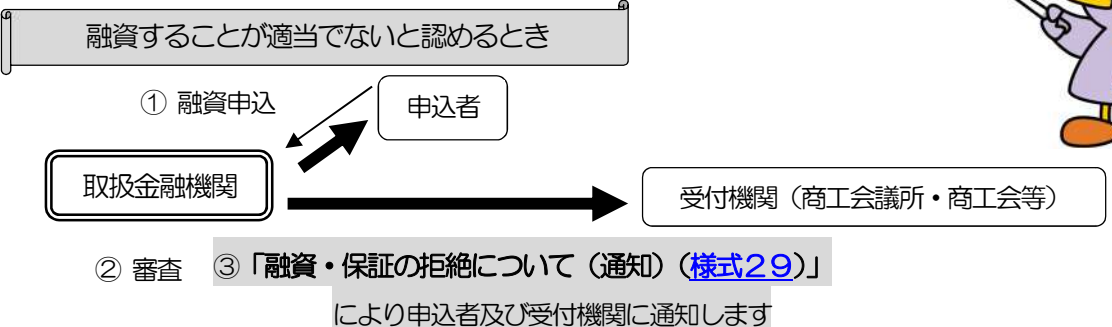
中小企業からの申込み

申込時の受入書類 ▶ p.7

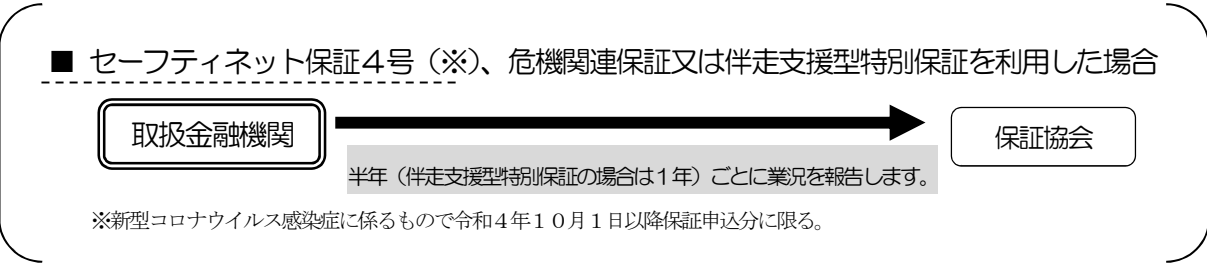
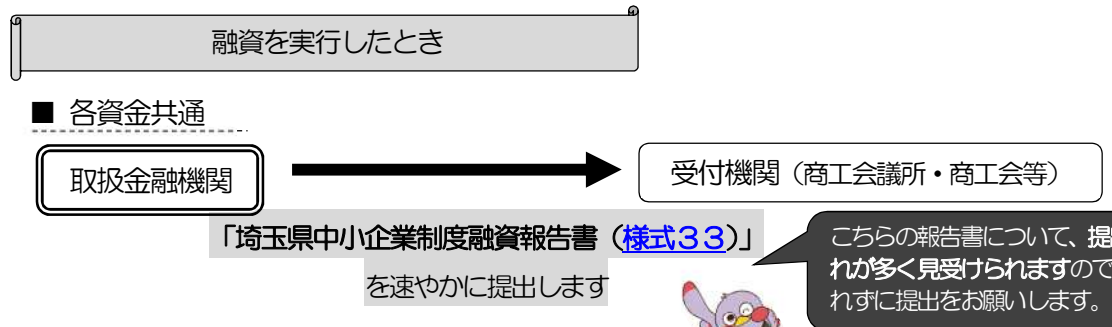
中小企業との打ち合わせには、埼玉県庁HP掲載の「資金別チラシ」のご利用が便利です！
 総合トップ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資 > パンフレット・様式集 > 資金別チラシ



融資審査



融資実行（後）



条件変更を行ったとき

※(産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金の場合のみ必要になります。
(その他の資金については県への報告は不要です。)

取扱金融機関

県

「埼玉県産業創造資金(産業立地貸付)等償還計画等変更報告書(様式36)」
を速やかに提出します

その他、県から金融機関(各本(母)店)へ照会するもの

- **事業資金(短期貸付)**…信用保証なし融資の実行状況を把握するため、四半期ごとに「埼玉県中小企業制度融資事業資金(短期貸付)融資報告書(様式34)」の提出を依頼します。

照会時期：4～6月融資実行分→6月下旬、7～9月分→9月下旬
10～12月分→12月下旬、1～3月分→3月下旬

- **事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金**…利子補給額の算定及び、年度末の残高把握のため、信用保証なし融資の残高状況について、「埼玉県中小企業制度融資貸付残高報告書(様式39)」の提出を依頼します。

照会時期：年度上半期利子補給金交付分→7月下旬、下半期分→1月下旬
年度末残高分→3月中旬

- **企業パワーアップ資金**…資金利用による中小企業者への効果を測るため、「企業パワーアップ資金状況報告書(様式38)」の提出を依頼します。この報告書は、融資実行の次年度から5年度に渡って提出していただく必要があります。

■ 利子補給金について ■

(1) 計算方法(新型コロナウイルス感染症対応資金の計算方法とは異なります。)

$\frac{\text{前期は4月末と8月末、後期は10月末と2月末の残高の平均} \times \text{利子補給率} \times 1}{2}$
(算出した額が1万円未満の場合は利子補給を行わない)

- 県金融課にて残高を確認の上、上記計算により算出された金額を、年2回金融機関本(母)店へ支払い
 - ・ 信用保証付き融資：保証協会のデータを基に算定(月末の実行・償還データが反映されない場合あり)
 - ・ 信用保証なし融資：実行・残高に関する金融機関からの報告を基に算定(事業資金(短期貸付)・産業創造資金(産業立地貸付)、旧産業立地資金等)

(2) 利子補給対象外となる融資の例

- ① 埼玉県中小企業制度融資要綱で定める融資限度額・融資利率・融資期間を超えて実行された融資(条件変更により要綱で定める融資期間を超えて期間延長を行った場合は、要綱で定める融資期間を超えた期間のみ利子補給対象外)
- ② 代位弁済請求中の融資
- ③ 期限の利益を喪失した融資
- ④ 経営安定資金における指定企業(再生手続開始申立等企業)に対する融資

(3) 融資実行後、事業者に変動があった場合の取扱い

- ・ 融資実行後に県外へ移転、業種転換(保証対象外業種を含む)、休業又は廃業等があった場合でも、約定どおり償還されていれば利子補給は継続します。

Q & A ①総則（融資対象者の要件、資金使途、融資条件等、申込みに必要な書類、事業者選択型経営者保証非提供制度）

■融資対象者の要件■ （1）保証対象業種に属する事業について

1-1 ①業種の判断基準は何か。②保証対象業種と対象外業種を兼業している場合、融資対象となるのか。③融資対象となる場合、従業員数要件に対象外業種の従業員数も含むのか。

①総務省の日本標準産業分類に基づき判断する。検索はe-Statから可能（以下のアドレスを入力、又は検索エンジンにて「e-Stat 業種」のように検索）。判断に迷う場合は保証協会と調整すること。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

②主たる事業が対象業種かどうかにかかわらず融資は可能だが、資金使途が対象業種に限定できなければ不可。

③従業員数は、対象外業種も含めた当該企業の従業員全員で判断する。

1-2 風営法に基づく深夜酒類提供飲食店営業の届出(*)をしている場合、対象か。

公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除き、対象となる。

*スナック等、客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜(午前0時～午前6時まで)において営む者(営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)は、風営法第33条第1項に基づき、予め公安委員会に「深夜酒類提供飲食店営業」の届出をしなければならず、「風俗営業」の許可との併用は認められていない。

1-3 「雀荘・ゲームセンター・保険の代理店・無認可保育所・金券ショップ・パチンコ店・スロットマシン営業」は対象か。

いずれも対象。

1-4 サラリーマンなどが個人で不動産貸付を行っている場合、対象か。

業務従事時間・内容、帳簿類、確定申告(事業所得かどうか)、納税状況、不動産貸付収入と給与所得の比較などの実態を把握し、継続性や事業量などから総合的に判断して事業にあてれば対象となり得る。【関連:p.39 Q&A4-4】

■融資対象者の要件■ （2）中小企業者

1-5 ①「会社」とは。②士業法人 ③NPO法人 ④公益法人等 ⑤外国法人 は対象か。

①会社とは、会社法で定める「株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社」

②士業法人(監査法人・特許業務法人・弁護士法人・税理士法人・司法書士法人・社会保険労務士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人) - 対象

③NPO法人 - 対象。ただし、NPO法人を対象としない保証制度を利用する資金を除く。(小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金(経営革新計画促進貸付)、産業創造資金(事業承継支援貸付)の一部)

④宗教法人、学校法人、一般財団法人、一般社団法人、公益法人、有限責任事業組合(LLP) - 対象外【例外 1-7】

⑤外国法人 - 状況により該当する可能性があるが、保証協会に確認すること。

1-6 「外国籍の個人」又は「外国人が代表者の法人」は対象か。

「外国籍の個人」又は「法人の代表者である外国人」が、在留資格で事業制限を受けていなければ対象。

在留期間について、①住民基本台帳法に基づく登録を受けた者は住民票の写し(在留カード記載事項が記載されたものに限る) ②有効期間内の在留カード両面の写し(特別永住者は特別永住者証明書の写し)のいずれかで確認。

また、保証審査上はこれまでの更新履歴から事業の将来的継続性を推測できることが必要。

1-7 「医業を主たる事業とする法人」とは。

①医療法人

②社会福祉法人・財団法人・社団法人等のうち、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設、介護医療院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターを主として営む法人

ただし、社会福祉法人等で介護老人保健施設とその他の介護事業(例:介護老人福祉施設や訪問介護サービス)を併営している場合は、医業である「介護老人保健施設」のみに資金使途が限定できなければ保証対象とならない。

1-8 ①「常時使用する従業員の数」とは。

②常勤2人、昼間パート3人、夜間アルバイト3人の場合、従業員数の算定は。

③④小売業で曜日ごとに以下の勤務体制の場合、従業員数の算定は（小規模事業資金は可能か。）

③

	月		火	土		日	
	AM	PM		AM	PM	AM	PM
正社員①	○	○	定休日	○	○	○	○
正社員②				○	○	○	○
パート①	○			○			○
パート②		○			○		
パート③	○			○	○		
パート④		○				○	○
パート⑤						○	
稼働人数	3	3			4	4	4

④

	月		火	土		日	
	AM	PM		AM	PM	AM	PM
正社員①	○	○	定休日	○	○	○	○
正社員②				○	○	○	○
パート①	○			○			○
パート②		○			○		
パート③	○			○	○		
パート④	○	○				○	○
パート⑤						○	
稼働人数	4	3			5	6	5

①「常用雇用者」「それに準ずる臨時雇用者」（事業に必要な人数で派遣社員を含む）を合わせた数をいい、法人の代表者・役員と個人の申込者・家族従業員（同一生計の配偶者・三親等以内の親族）、請負は含めない。

②昼間、夜間など一定の時間帯であっても長時間継続して雇用しており経営上不可欠な従業員は「常時使用する従業員」に含むが、雇用している合計人数ではなく、曜日や時間帯ごとの人数、年間の従事日数等で判断する。設問の場合、昼・夜間とも稼働している従業員数は5人となる。

③従業員数は最大の4人となる。（常時5人以下なので小規模事業資金申込可能）

④従業員数は最大の6人となる。（5人を超えることがあるので小規模事業資金申込不可）

1-9 申込みの際、従業員を増やす予定があり規模要件を欠くことが明らかな場合、対象か。

申込時に要件を備えていても、融資期間中に欠くことが予め明確な場合は対象外。

1-10 兼業の場合、従業員数の規模要件はどの業種でみるか。

収益の大小のみでなく事業経営全般から判断した「主たる事業」の判定により、[p.2](#)の表のどの従業員数区分になるのか決定する。（なお、従業員数は当該企業の従業員全体での算定となる。）

1-11 NPO法人の従業員数に、ボランティア等の雇用契約のない者を含めてよいか。

雇用契約のないボランティアや障害者等は、従業員数に含めない。

■融資対象者の要件■ (3) 県内同一事業1年以上

1-12 ①「住所は県外で事業所が県内」にある個人は対象か。

②「住所は県内で事業所が県外」にある個人は対象か。

③「本店は県外で未登記の支店が県内」にある法人は対象か。

④「県外から全部移転」し、県内事業所のみとなってからの実績が1年未満の者は対象か。

また、この場合、県内への移転費用は対象か。

⑤「県外から一部移転（進出）」し、県内での事業実績が1年未満（県外実績は1年以上）の者は対象か。

⑥「県内で移転」し、現営業地での事業実績が1年未満だが対象か。

①県内実績が同一業種で1年以上あり、県に個人事業税の申告を行い滞納がなければ対象。

②県内実績がないので不可。保証協会の利用要件とは異なるので要注意。

③県内での支店の営業実績が同一事業で1年以上あり、県に法人事業税の申告を行い滞納がなければ、登記がなくとも対象。

④前営業地と同一事業を引き続き行い、合計で1年以上の実績があれば対象。県外事業所の閉鎖（税務署・都道府県税事務所・市町村等への事業廃業（異動）届）と県内事業所の開業（県税事務所等への事業開業報告書・法人設立等報告書・事業税納税証明書）を確認する。県内での事業着手を客観的に確認できれば、それ以降の移転費用も融資対象。

⑤上記④の全部移転の場合と異なり対象外。県内での実績が1年以上あり、事業税の納税期限が到来し、かつ滞納がないことが確認できるようになる時点から申込みが可能。

⑥前営業地と同一の事業を引き続き行い合計で1年以上の実績があれば対象。前営業地での事業内容は許可証や前年の決算書等で確認。前所在地を「融資申込書」の「受付機関記入欄」に記入。

■融資対象者の要件■ (4) 事業税等の滞納なし (税関係添付書類も併記)

1-21 開業日を確認するため又は事業税の納期限到来後に納税証明を受けるためには、いつどんな手続きが必要か。①県内で個人が事業を開始する場合 ②県内に法人が支店を設立する場合

- ① 15日以内に県税事務所に「事業開業報告書」、1か月以内に税務署に「開業届」提出。
- ② 1か月以内に県税事務所に「法人の設立等報告書」提出。

1-22 事業税ではなく、所得税又は県民税及び市町村民税の納税証明書で申込み可能か。

事業税の滞納がないことの確認資料なので、原則として県税である事業税の納税証明書が必要。

【例外】①地方税法72条の2第8項から10項の法定業種*に該当しない事業を営む場合、②法定業種に該当してもその報酬が給与と所得に準じるような業務形態の場合(例:運送業で給与と報酬を同一企業から受けている場合)、事業所得として確定申告していても事業税の課税対象とはならないため、「県民税及び市町村民税の納税証明書」を添付しての申込みとなる。

* 埼玉県ホームページ参照 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/z-2-4.html>

1-23 法定業種(前問参照)だが、所得税が課税されないほど事業規模が小さいため所得税の申告ではなく住民税(県民税及び市町村民税)の申告しかしていないが申込み可能か。

所得税の申告書の写しに代わり、市町村民税の申告書の写しで可。ただし、個人事業税の納税証明書は必要なため、県税事務所でデータを補足している必要がある。

1-24 事業税が ①「非課税」 ②「徴収猶予」 ③「分納中」の場合、申込み可能か。

事業税等の滞納がないことが要件であるため、①納税証明書の交付を受けられれば税額が0でも可能(特別小口保険の利用可否は別の定めあり【p.32】)。②滞納に当たらないので可能。③分納中は滞納に当たるため不可。

1-25 ①事業開始から1年以上経過しているが、事業税の納期が未到来の場合 ②納税は済んでいるが、まだ納税証明書が出ない場合 申込み可能か。また、県税に関する証明書の添付で代用が可能か。

申込みには納税証明書等が必要なため①は申込み不可。県税に関する証明書を添付しても不可。

【例外】納期未到来の場合でも起業家育成資金、経営安定資金(大臣指定等貸付)災害復旧関連・特定業種関連、経営安定資金(知事指定等貸付)災害復旧関連、伴走支援型経営改善資金、経営あんしん資金は申込み可。

②は金融機関等の領収日付印を確認の上、納期限が到来している全ての納期分に滞納がないことを確認できれば、領収証書、口座振替済通知書の写しでも申込み可。なお、県税に関する証明書の添付による代用は不可。

1-26 2期中1期分は納付済だが、2期分は納期限未到来の場合、申込み可能か。

1期分の納税証明書だけで申込み可能(特別小口保険利用の場合は要件が異なるので要注意 p.32 参照)

1-27 所得税の修正申告を行い追加納税となったが、個人事業税の追加納税分の納期限が未到来であるため納税していないが、申込み可能か。

個人事業税の場合、普通徴収(納税通知書に基づく納付)であり追加納税額については納期限未到来のため申込み可能。なお、法人事業税の場合、申告納付であり不足金額を修正申告後遅滞なく納付する必要があるため、納付後でないと不可。

1-28 法人成り後決算期末到来の場合、納税証明書は。

法人成り前の個人事業税の納税証明書を提出。【Q&A1-15 参照】

1-29 県外の事業者が県内に全部移転してきたが、県の事業税の納期限が未到来であり、他県の事業税の納税証明書しか提出できない。

埼玉県の事業税の納期限が未到来であれば、移転前の他県の事業税の納税証明書を提出する。東京都の場合、個人事業主で事業税額が無いと納税証明書が発行されないため「都民税及び市町村民税(特別区民税)の納税証明書」で代用可(法人は非課税でも発行)

1-30 確定申告で ①期限後申告でよいか ②申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

- ①期限内申告であることは要件としていないため可。
- ②日付の確認のためではなく審査、保証料算定等の基礎となる決算書が確定したものと推認するため、原則として税務署の收受印を確認するが、以下の場合には例外として受付可。
 - (ア) 電子申請の場合：受信通知を確認
 - (イ) 商工団体受付の場合：申込書の受付機関記入欄にその旨を記入
 - (ウ) 市町村受付の場合：市町村の收受印を確認
 - (エ) その他、郵送申請等により收受印がない場合：税務署等が発行する所得証明書等記載の所得額と、申告書控記載の所得額との一致を確認

1-31 NPO法人の場合どのような納税証明書が必要か。

収益事業を営むNPO法人については法人事業税、収益事業を営まないNPO法人については法人県民税（均等割）の納税証明書等が必要。

■融資対象者の要件■ (5) 許認可等を取得（許可前の設備も併記）

1-32 許認可証の名義が申込者と異なっているが申込み可能か。

許認可証の名義は原則として申込者と同一でなければ不可。

【例外】生活衛生関係事業等（食料品製造・販売、飲食店・喫茶店、興行場、旅館、浴場、酒類販売・製造）で次の①～③のいずれかの場合、同一名義でなくても可（速やかな名義変更が望ましい）。

- ①許可名義人と申込者が三親等内の親族
- ②許可名義が法人成り前の経営者個人
- ③許可名義人（法人成り前の個人経営者）と法人の代表者が三親等以内の親族

1-33 テナントのため許可の名義人が第三者となっているが申込み可能か。

百貨店、スーパー等に出店している食料品販売、飲食店等の場合で、許認可を受けている施設管理者等から施設を賃貸している場合は可。百貨店等名義の許認可証の写しを提出し、必要に応じて当該施設の賃貸借契約や、出店契約書で実態確認を行う場合がある。

1-34 許認可の名義変更（組織・商号・代表者変更）手続中だが申込み可能か。

許認可庁に対し変更届を提出するなど何らかの申請手続きを行っていれば可。

※事業開始当初の許認可申請の場合は、原則として許認可の取得後でなければ不可。

1-35 県内に複数店舗がある場合、全店舗の営業許可書が必要か。

資金使途が特定の店舗の場合は当該店舗の許可書の写し、特定されていない場合は主な店舗の許可書の写しを添付すること。

1-36 店舗新築・改装に係る設備資金の融資を希望しており、設備設置後でないと必要な許可が得られないが許可前に申込み可能か。

「主な許認可等一覧」（[p.12](#)）に掲げているものは、許可済みであることが信用保険上必須の要件であり、原則として申込前に許認可が必要となる。

【例外】「飲食店（許可制）」は、申込時に図面等を添付して審査を受け、融資実行後に設備を整備してから必要な許可を受けて設備完了届・許可書の写しを受付機関に提出することで、例外的に許可前に融資を受けられる（受付機関は許可書の写しを保証協会に送付）。他の許認可等の取扱いは保証協会に個別に確認すること。

1-37 農地転用許可が必要な土地の工場用地購入は、農転許可取得前でも申込み可能か。

農地転用許可（開発許可も同様）取得前の状態では、設置に必要な許可を受けていない設備とみなし不可。

1-38 建設業許可が不要な場合とは。

申込時に受注明細で請負金額や工事の延べ面積を確認し、一定規模以下の場合は許可不要（[p.12](#) 参照）。詳細は県建設管理課に確認すること。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/shigoto/kensetsugyo/kensetsu/kensetsu/index.html>

1-47 申込者以外が使用する設備のための資金に関して、下記の資金は対象となるのか。

p.4 に記載のとおり、原則として申込者以外の特定の者が比較的長期（概ね1か月以上）にわたり占有することが想定される設備について、制度融資の**対象外**となる。ただし駐車場にあっては、期間に関わらず（時間貸し等）対象外とする。

想定される具体的な資金の対象可否は下表のとおり。

資金使途	対象の可否	備考
コインランドリー	○	特定の者が長期にわたり占有する設備ではないため。
カラオケボックス	○	同上
シェアオフィス	○	同上
ホテル	○	同上
コインパーキング	△	駐車場に当たるため原則として対象外。ただし、店舗に併設されており、専ら来客用の駐車場と考えられる場合には、店舗の事業のための資金として対象となる。

■資金使途■ (3) 支払済み・設置済みの設備

1-48 所有地に工場を建てる場合、どの時点まで申込み可能か。

着工の有無に関わらず建物引渡完了前なら未支払部分（産業立地資金では対象経費の70%以内）の申込みは可能。

■資金使途■ (4) 住宅

1-49 店舗併用住宅の新增改築費用は対象か。

店舗部分のみ対象。店舗と住宅部分が区分されている場合は店舗部分の見積額（金額の妥当性は要審査）とし、合算の場合は建物全体の延床面積に占める店舗面積により案分した額。建築確認の用途は「専用住宅」ではなく「店舗併用住宅」であること。

■資金使途■ (5) 土地

1-50 ①造成費用 ②建物取壊費用 ③舗装費用 ④土地付きの建物取得資金は、土地取得費用扱いか。

- ①土地購入の際の造成費用は土地取得価額（仲介手数料・不動産取得税・登記費用等）に算入
- ②税法上、取得後概ね1年以内に建物の取壊しに着手する等、建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかな場合、土地取得価額に算入
- ③舗装費用（舗装のための整地にかかる費用を含む）は土地ではなく構築物取得費用。
- ④売買契約書等から、建物部分の金額が建物の評価等から妥当性が確認できれば、建物部分は土地取得費用に含めないことができる。

■資金使途■ (6) 資金の併用

1-51 同一設備に対し①同一資金（貸付）で複数金融機関から融資 ②他課所管の制度融資等と併用 ③市町村制度融資と併用 は可能か。

- ①可 ②不可（同一設備に対する複数資金（貸付）の併用は不可としている） ③可

1-52 土地は設備投資促進資金、その上の建物は産業創造資金を利用することは可能か。

実務上は原則として土地と建物を一体として同一設備とみなしているため、土地と建物それぞれ別個の資金の併用は不可。なお、例外として、同一金融機関の場合のみ併用可能とする。

■融資利率■

1-53 条件変更により要綱で定める最長融資期間を超えて返済期限を延長した場合（保証付の場合、保証協会の承諾が必要）、要綱で定める最長融資期間を超える期間は利子補給対象ではなくなるので要綱の上限利率を超えてよいか。

要綱で定める最長融資期間を超える期間については、利子補給分を確保するためにも、申込者と金融機関の協議による利率の変更により要綱の上限利率を超えることもやむを得ない。ただし、事業者の返済負担となるような利率の大幅上乗せは、県制度融資の「長期固定低利」という特徴や金融円滑化という理念から認められないため、原則として利子補給相当分程度の上乗せに限る。

■償還方法■

1-54 ①長期資金（1年超） ②短期資金（事業資金（短期貸付）・小規模事業資金又は伴走支援型経営改善資金の1年以内）で手形貸付は可能か。

- ①「元金均等月賦償還」が可能であれば手形貸付も不可ではないが、証書貸付が原則。
- ②事業資金（短期貸付）であれば「割賦又は一括償還」であり、手形貸付も可。小規模事業資金又は伴走支援型経営改善資金の1年以内は「1年以内据置元金均等月賦償還又は一括償還」が可能であれば手形貸付も可。

1-55 元金均等月賦償還の長期資金で据置の後一括返済とすることは可能か。

元金均等月賦償還としているため不可。

1-56 据置期間1年以内の場合、いつまでを据置期間とすることができるのか。

据置期間1年とした場合、初回返済日は「融資実行日の翌日から起算して13か月目の融資実行日に相当する日」となるが、申込者の希望によっては、「融資実行日の13か月目の応当日から遡って1か月未満の範囲」から「13か月目の応当日を含む月の月末」までの期間内に設定することが可能。ただし、設定の仕方によっては返済回数に影響する場合もあるので、不明な点は必ず保証協会に相談すること。

■保証人■

1-57 県制度融資において経営者保証を不要とできるのは、どのような場合か。

- ①信用保証を付さない資金（事業資金（短期貸付）、産業創造資金（産業立地貸付））を利用する場合で、金融機関の運用により経営者保証を不要とする場合
 - ②産業創造資金（事業承継特別貸付）を利用する場合
 - ③次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合
 - （ア）申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資の残高がある場合であって、法人と代表者個人の資産・経理が分離されているなど一定の要件を満たす場合
 - （イ）申込企業又は申込企業代表者の所有不動産について担保の提供があり、申込みの保証金額に対して全額の保全が図られる場合
 - ④事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合
 - ⑤伴走支援型経営改善資金で経営者保証免除対応を適用する場合
 - ⑥起業家育成資金でスタートアップ創出促進保証を利用する場合
- 上記以外で県制度融資を法人が利用する場合には、法人の代表者を原則として連帯保証人とする必要がある。

■申込みに必要な書類■ （1）申込書等（→税関係書類は1-19～29）

1-58 ①「運転資金・設備資金」 ②「複数資金」 ③「金融課所管の制度融資と他課所管の制度融資等」を同時に申し込む場合、申込書類は一部で良いか。

- ①②2口に分けての申込みになるため、申込書等（融資・信用保証）や特約書は2部必要。資格要件を確認するための納税証明書・決算書・許可書等は一組（1口分）でよい。
- ③審査の流れが異なるため原則としてそれぞれの申込について必要部数を添付する。

1-59 法人の代表者が複数いる場合、申込代表者名はどうするのか。

金融取引を代表する者1名を申込者とする。なお、印鑑証明は申込代表者分のみでよいが、保証協会を最初に利用する際の経歴書は全員分必要となる。

1-60 支店を申込者とできるか。

支配人登記(代表権)が必要。この場合でも従業員数は企業全体で判断する。

1-61 融資申込書の記入誤りは、差替えが必要か。

申込金額欄の誤りは差替えを必要とし、それ以外の誤りは訂正印の訂正で可とする。

1-62 証明書類等の発行日が申込書の商工団体受付日より後でも問題ないか。

必要書類は受付時点で揃っている必要があるため、原則として発行日は商工団体受付日より前

【例外】金融機関・保証協会の審査の結果、取り直す場合等はこの限りでない。

1-63 NPO法人の場合に提出が必要な「事業報告書等」とは何か。

NPO法人の場合は、通常の確定申告書(収益事業を営まない場合は不要)に加えて、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類(事業報告書等)の提出が必要。

- ・事業報告書
- ・計算書類(活動報告書及び貸借対照表)及び財産目録
(複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO 法人会計基準協議会公表)に準拠したものが望ましい。)
- ・年間役員名簿
- ・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

■申込みに必要な書類■ (2) 証明書等 (→税関係書類は1-19~29)

1-64 登記事項証明書や商業登記簿謄本の写しの代わりに、インターネットの「登記情報提供サービス」で確認できる登記情報を印刷したものでも受付は可能か。

可能。ただし、これでは会社設立時からの経緯が全て分からない場合、金融機関や保証協会の審査状況によっては、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しが必要となることもある。

■申込みに必要な書類■ (3) 見積書等 (→税関係書類は1-19~29)

1-65 注文書は見積書の代わりになるか。

見積書が必要な理由は、金額の妥当性を判断するため及び具体的に売買の意思があることを確認するためであり、申込者の一方的な書類となっている注文書は不可。

【例外】双方の印鑑があるなど売買の意思が確認でき見積書と同等の内容なら可。

1-66 屋号を持つ個人事業者の場合、見積書は屋号だけのあて名でよいか。

原則として個人名を書いてもらう。ただし、信用保証委託申込書の商号欄に記載のある屋号又は許認可等に記載のある屋号と同一の場合は、屋号だけのあて名でも可とする。

1-67 インターネット上で発行した見積書は有効か。

見積書がネットによる発行のみの場合は、金額等が改ざんできず、法人名や内容が明確になっていれば可。

1-68 カタログ又は図面が必要な場合とは。

見積書の内容だけでは資金使途に問題がないかどうか判断できない場合。

<例>・建築確認が必要な場合、飲食店等で許可取得の審査に図面が必要な場合、店舗併用住宅の店舗部分を明らかにする必要がある場合等→図面を添付

・車両で見積書だけでは乗用車かどうか分からない場合→カタログ等を添付

1-69 見積書だけでは不十分な場合でカタログがないときの対応は。

メーカーにカタログを依頼しても手に入らなければ、契約書等で型番等が記載されたもののコピー+写真、ホームページの印刷、中古車の場合の車検証(乗用車かどうか判断可)などで可。

1-70 見積書の期限が切れている場合の対応は。(新規)

申込時点でも見積額に変更がないことを口頭等で確認の上、受付機関で見積書にその旨を記載する。

■申込みに必要な書類■ (4) 賃貸借建物の保証金・改装等 (→税関係書類は1-19~29)

1-71 店舗の賃借保証金について商慣習として見積書が出ないが、他の資料で代用できないか。

原則として物件の場所・用途・賃料等の諸条件を含む見積書の提出が必要。商慣習上、見積書が発行されない場合、見積金額を含む諸条件が記載されている契約書の写しで代用可。契約書が未作成の場合、次問【1-69】に準じて取り扱う。

1-72 店舗の賃借保証金と改装費用について、融資実行前に本契約が結ばず賃貸借契約書の写しを提出できない場合はどうすればよいか。

申込時点では、仮契約書の写し又は契約者の署名・押印前の契約書のひな形（物件所在地・契約者・賃料・使用目的等が記載されているもの）を提出することでも差し支えない（重要事項説明書では代用不可）。なお、融資実行までに本契約書（契約者の署名・押印があるもの）の写しを追加提出する必要がある。

1-73 店舗の改装費用について、①口頭の承諾でよいか、②賃貸人の承諾書に様式の定めがあるのか。

- ①賃貸物件の改装について賃貸人が承諾する旨を書類で確認する必要がある。
- ②改装を承諾する旨の記載があり賃貸人の署名・押印があれば様式は任意。なお、改装等の承諾が契約書に盛り込まれていると解釈できる場合のみ承諾書（写し）は省略してもよい。

■申込みに必要な書類■ (5) 特約書・設備完了届 (→税関係書類は1-19~29)

1-74 特約書（様式28）右上の記載方法・印鑑について。

特約書については、様式28をひな形とし、各金融機関の実情に応じて改変可能。
 様式28に相当する内容が金銭消費貸借契約等に盛り込まれている場合は、様式28自体不要。
 印鑑については、金融機関で必要とするものを押印する。

1-75 設備完了届（様式31）の提出にあたり、①見積書よりも低額で設備を購入していた場合、②見積書と違う業者から購入していた場合、どうなるか。

- ①差額は繰上償還の対象となる。具体的手続等については、金融機関と保証協会に相談すること。
- ②資金使途や金額に問題がなければ見積書の再提出は不要。経緯を書いた文書を完了届に添付する。

■事業者選択型経営者保証非提供制度■

1-76 事業者選択型経営者保証非提供制度の概要を知りたい。(新規)

保証協会HPで確認してください。お知らせ | 埼玉県信用保証協会 (cgc-saitama.or.jp)

1-77 事業者がこの制度の適用を希望する場合、金融機関以外の受付機関において、この要件を満たすことを証明する書類を確認する必要はあるか。(新規)

この制度の要件を満たすことの確認は金融機関が行うものであることから、金融機関以外の受付機関においてこの要件を満たすことを証明する書類の確認は不要です。



③ 小規模事業資金

小規模

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者（組合を含む） ※NPO法人は対象外

●主な業種・組合の規模要件

※従業員数の算定方法は [Q1-8](#) 参照

主な業種・組合	従業員数
■各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製版・製本業、保険代理店、旅行業、医業を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合（その事業に従事する組合員数）・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗張・染物業（クリーニング店等）、医療（個人診療所）・保健衛生業（接骨院・整体等）、加工修理業、理容業、美容業、専門サービス業（税理士・建築士事務所等）、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業（ハウスクリーニング等）、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合（組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの）	5名以内（商業・サービス業は2名以内）

- 1 [p.2](#)に記載の■融資対象者の要件■ 1～5、7、8に該当すること。
- 2 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金

運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象）等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
	設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利率	年1.3～1.6%以内（融資期間・特例適用により異なる） 一覧表 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可
担保	不要	
保証人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信用保証	付する [保証料 年0.50%～1.76%以内* 特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80%以] *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる。	
現地調査	必要（省略できるケースあり） p.11	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届（様式31）を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（様式33）を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

1 基本書類…p. 7、8に記載の■基本書類■(1)～(10)、(12)～(21)と同様。	
受付機関は申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 ☞p. 11 「※3特別小口保険の利用の可否」 ☞本ページ下部	
2 本資金の利用に係る必要書類	
(1) 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書（様式4） ……………	1部（原本）
(2) 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状（様式5） …………… ※(1)(2)については取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要	1部（原本）
a 事業税の納税証明書（法定業種以外の事業を営む場合を除く） ……………	2部（原本1写し1）
b 県民税及び市町村民税の納税証明書（事業税の税額がある場合を除く） ……………	2部（原本1写し1）
3 経営革新企業の特例を受ける場合	
(1) 経営革新計画に係る承認書の写し……………	2部
4 現地調査が必要な場合 ☞詳細：p. 11	
受付機関は現地調査報告書（様式26）を作成 （原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付）	3部（原本1写し2）
【事業所形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】	
(1) a（事業所が自己所有の場合）建物所有者を確認できる書類の写し …………… 例：建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書又は建物の評価証明書等	2部
b（事業所が自己所有でない場合）賃貸借契約書の写し等……………	2部
(2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し（(3)を確認できる部分）……………	2部
(3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類（発注書・領収書等）など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し（取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち複数月の数枚程度……………	2部

○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

保証協会の各部支店に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。

※ご相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

○特別小口保険の利用について

小規模事業資金（小規模事業資金の借換制度）の利用を希望する個人事業者※は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。（※県制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。）

■要件①■ 事業税の納税証明書で、課税額があり、かつ完納していること。

（税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。）

■要件②■ （事業税の課税額がない場合）「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、所得割の課税額があり、かつ完納していること。

（所得割の税額が障害者控除・寡婦（夫）控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。）

■要件③■ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄※3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口零細企業保証による小規模事業資金の利用（保証料が異なる。）等を検討すること。

※ なお、①②共に、保証の委託の申込日以前1年間に複数回納期が到来している場合は、他の資金を利用する際と異なり、該当分全ての完納を確認できる証明書が必要。

③の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

■融資対象者の要件■

借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）[p.31](#)参照

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金の融資残高があること。
- 2 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。
- 3 [p.31](#)に記載の小規模事業資金の■融資対象者の要件■に該当すること。
*ただし既存の保証付き融資の残高（根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額）と、借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計額が2,000万円以下となること。

再借換

次の全てに該当する小規模企業者（組合含む）は1回に限り再借換えすることができます。

- 1 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（借換制度利用）の融資残高があること。
- 2 上記<借換>の融資対象者の要件2・3を満たしていること。
- 3 再借換後の毎月の元金返済額が再借換前の元金返済額に比べて軽減されること。（同額は不可）
（なお、この要件は借換時には要しない）

■資金使途■

運転資金のみ 申込時において融資実行日から1年以上経過している小規模事業資金（最長融資期間を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く）の借換えに要する資金及び、必要に応じた新規運転資金（最新決算期の平均月商3か月分を限度）

★複数の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができます。

■融資条件■

	運 転 資 金
限 度 額	2,000万円 〔 既往借入金の残高、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計を限度（新規運転資金については最新決算期における平均月商の3か月分以内） 〕
利 率	年1.3～1.6%以内（融資期間・特例適用により異なる）一覧表 p.1 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり
期間・償還方法	1年超7年以内（6か月以内据置 元金均等月賦償還）
担 保	不要
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信 用 保 証	付する 〔 保証料 年0.50%～1.76%以内* 特別小口保険利用（個人に限る。）の場合は年0.80%以内 〕 *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。
取扱金融機関	既往借入金と同一の取扱金融機関に限る

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書（[様式33](#)）を受付機関に提出すること。

■ 申込みに必要な書類 ■ ☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8

小規模事業資金1～3（前ページ）と共通。 <ul style="list-style-type: none"> ・借換の場合申込書中の「借換」に、再借換の場合「再借換」に✓印をつける。 ・受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※3特別小口保険の利用の可否」 ☞p.32 	
4 借換制度の利用に係る必要書類 事業計画書（様式6）	3部（原本1写し2）

Q & A ③小規模事業資金

■融資条件■ (1) 融資限度額

3-1 保証残高が1,800万円あるが、新たに500万円申し込めるか。

保証残高(貸付金額ベースとし、根保証・当座貸越等の保証の場合、極度額)と申込金額の合計額が2,000万円を超えているため申し込めない。

3-2 小規模事業資金(運転資金)の返済中に運転資金で申込みを行う場合、限度額は。

小規模事業資金の運転資金の限度額は、申込直近の決算書等で確認できる年売上高を基礎とするため、決算期が同じ場合、限度額は変わらない。新たな決算の申告が受理・確定された時点でその年売上高が基礎となる。

<例> ①前々期分申告＝売上高1,200万円→限度額300(A)万円

②以前の小規模事業資金融資実行→申込時の残高200(B)万円

③前期分申告＝売上高2,400万円→限度額600(C)万円

・前期分申告前の場合 300万円(A)－200万円(B)＝100万円が限度額

・前期分申告受理済後 今期分の600万円(C)が新たな限度額の枠となり残高Bの差引は不要

(いずれの場合も保証付残高との合計で2,000万円以内であること。)

3-3 決算書の期間が1年未満の場合の運転資金の査定基準は。

決算書等の売上高(端数日は月単位に切上げ)を1年に換算し、その12分の3が限度額
(例)7月途中設立で3月末決算の場合 査定額＝決算書の売上高÷9(か月)×3(か月)

3-4 7か月前に法人成りして4か月で決算の場合、運転資金の査定基準は。

最初の法人決算を終えていれば、それが査定の基準になるので、決算書の売上高の4分の3が査定額。なお、法人決算期が未到来の場合は個人事業の売上高を査定基準とする。

3-5 事業所得以外にも所得がある場合、運転資金の査定の基礎に含められるか。

事業に関する年売上高から限度額を算出するので含められない。

3-6 2以上の業種を営んでいる事業者の査定額はどのようになるのか。

2以上の業種を営んでいる事業者から、ある1つの業種に係る資金使途での申込みがあった場合には、それぞれの売上高が査定の基礎となる。ただし、業容拡大の場合は、拡大前の業種の売上高で算定してやむを得ない。

3-7 直近の確定決算以後売上が増加しているが、直近の試算表等をもとにした融資額の査定は可能か。

直近の確定決算を基準とするため、試算表等による査定は不可。

3-8 事業資金一般貸付と小規模事業資金を各1,000万円ずつ同時に申し込むことは可能か。

小規模事業資金について特別小口保険利用の場合は不可。特別小口保険利用以外の場合で、保証付き融資の残高と小規模事業資金の申込額の合計が2,000万円以内であれば、2口同時申込みは可。

3-9 小規模事業資金の借入があるが、市町村特別小口資金を申し込めるか。

個人事業者で既存の小規模事業資金について特別小口保険を利用している場合は、その残高と市町村特別小口資金の申込金額との合計額が2,000万円以内なら申込み可。

※特別小口保険とは別の保険（無担保保険等）を既に利用している場合は、特別小口保険の利用はできない。具体的な例としては、法人が小規模事業資金を利用する際は、原則として代表者保証が必要な無担保保険を利用することになるため、その後で特別小口保険を利用した市町村特別小口資金などの申込みはできなくなる。

■融資条件■ (2) 融資期間・償還方法

- 3-10 ①1年以内の一括償還で小規模事業資金を借りているが、①条件変更で分割返済にすることは可能か。
②引当て工事の遅れ等により1年を超える条件変更を行えるか。行える場合③一括償還は可能か。

①～③とも審査上、その必要性が認められれば可。

■融資条件■ (3) 資金用途

- 3-11 建物建築資金は対象か。

建物建築（不動産取得）資金は、原則として融資対象物件を担保とするため、無担保が要件の本制度では原則として対象外。ただし、金融機関及び保証協会が無担保での利用を認めた場合は対象となるため、事前に金融機関及び保証協会に確認の上、申し込むこと。

Q & A ③の2小規模事業資金の借換制度(再借換を含む。)

■融資対象者の要件■

- 3-12 借換後に新規の融資は受けられるのか。

借換後の新規融資については、融資申込時の財務内容、事業計画、返済能力、返済実績等により個別に判断される。（財務内容等により、新規融資が難しい場合もあるので、金融機関に相談すること。）

■資金用途■

- 3-13 設備資金も借換えできるのか。

申込可。ただし、借換え後の資金用途は、運転資金となる。

- 3-14 融資期間1年以内で借りた小規模事業資金も借換制度の対象か。

融資実行日から1年以上経過しているその他の小規模事業資金と一緒に借り換える場合は対象。

- 3-15 条件変更により①融資期間を延長 ②月々の返済額を減額した小規模事業資金は借換制度の対象か。

- ①延長後も要綱上の最長融資期間(県と保証協会との損失補償契約の対象となる保証期間を含む。必要により保証協会に確認)内なら借換対象だが、超えた場合は対象外。
②条件変更後の約定どおりに返済されている場合は対象で、延滞している場合は対象外。なお、借換時には借換後の月々の返済額に関する条件はないが、再借換時には再借換後の月々の返済額が再借換前の月々の返済額より減額していることを要する点に注意のこと。

- 3-16 小規模事業資金2口(A500万円・B500万円)のうちAのみを借換後Bも借換可能か。

Bについても利用できる。なお、一度借り換えた借入金の再借換えが可能であるのでAについても再借換えができる。（借換資金の利用も可）

■融資条件■ (1) 融資利率

3-17 ①経営革新計画企業の利率優遇を受けたいが、どうすればいいのか。
 ②経営革新計画の承認から5年未満とは。
 ③経営革新計画の承認を受けてから5年未満の場合は、借換制度を利用する場合であっても、利率の特例の適用が受けられるか。

- ①経営革新計画の承認申請をし、県の承認を受ける必要がある。承認申請に関する照会・申請は、県産業支援課、各地域振興センター、又は商工会議所・商工会まで。(本社所在地によって相談・申請窓口が異なる)
 ②経営革新計画の承認日から、受付機関受付時までが5年未満であること。
 ③利率の特例の適用を受けることができる。

■融資条件■ (2) 融資限度額

3-18 新規運転資金を含めて小規模事業資金の借換えを利用した後、再度同資金を申し込むことは可能か。

借換時の新規運転資金分で年商の3/12の枠を使ってしまう場合は、その償還分の範囲内であれば利用は可能。

■融資条件■ (3) 信用保証

3-19 信用保証料相当額が不明なので融資限度額がわからない。

保証料については、取扱金融機関を通じて保証協会へ確認すること。

■融資条件■ (4) 担保・保証人

3-20 担保・保証人は既往借入金と同じでよいか。

原則として既往借入金の条件と同一。

■金融機関■

3-21 小規模事業資金を複数借り入れしている場合一本化できるか。

借換は既往借入金と同一の金融機関に限るため、金融機関が同一なら一本化できるが、複数機関から借り入れている場合は別々の申込みになるため一本化できない。

3-22 既往借入金の支店が制度融資を取り扱わなくなったため、現在は県制度融資の取扱いのない県外支店へ返済しているが借換制度の利用は可能か。

当該県外支店での取扱いは不可。ただし、別の支店(県内支店又は知事が指定した県外支店)で取扱いを行ってもらえるのであれば利用は可能。p. 107【Q&A16-16】と同様。

■申込みに必要な書類■

3-23 小規模事業資金の借換えを複数同時に申し込む場合(金融機関ごとなど)、納税証明書はそれぞれ原本が必要か。

2口以上同時に申し込む場合、1口に原本1部・写し1部を添付すれば、他口はそれぞれ写し2部でよい。

3-24 複数の借換えを同時に申し込む場合「事業計画書(様式6)」は同じものでよいか。

1枚の計画書に借換えをする借入れを全て記入し、それぞれの申込書に同じ計画書のコピーを添付する。

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者（開業後又は会社設立後5年未満の者を含む）で、次の全てに該当するもの
1 次のア～オのいずれかに該当すること。 ※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア【創業者（開業前）】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者 (ア)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内（※）に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの (イ)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内（※）に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの (ウ)自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社（分社化） ※ 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内
イ【新規中小企業者（会社設立・開業後）】 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの (ア)開業後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの (イ)設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの (ウ)他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社（分社化）
ウ 上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
エ【再挑戦支援保証】 ※申込前に保証協会に御相談ください。 ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)又はウのいずれかに該当しかつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社 (ア)過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化（業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう）により廃止してから5年未満の者 (イ)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日）において当該会社の業務を執行する役員（社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役（取締役を兼務する場合を含む）が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない）であった者で解散の日から5年未満のもの
オ【スタートアップ創出促進保証】 ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか（保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。）に該当するもの

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■3～8に該当すること。

- ・納期限未到来の場合、納税要件は確認不要。
- ・再挑戦支援保証利用の場合、求償債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要な資金 ※建物の建築・取得については p. 40 [Q&A4-12](#) 参照
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要な資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 [p.3](#)

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金（ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象） 等

■融資条件■

	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額 ★	3, 5 0 0万円	3, 5 0 0万円
	設備・運転併用の場合は、合計3, 5 0 0万円	
利 率	年1. 0～1. 2%以内 (融資期間により異なる) 一覧表 p.1	
期 間・償 還 方 法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	不要	
保 証 人	個人：不要 法人：原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要	
信 用 保 証	付する (保証料 創業関連保証及び再挑戦支援保証 年0. 80%以内* スタートアップ創出促進保証 年1. 00%以内) *事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0. 25%又は0. 45%が上乘せとなる。	
現 地 調 査	必要 (省略できるケースあり) p.11	

★限度額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金 (新事業創出貸付・独立開業貸付)、女性・若者経営者支援資金 (女性・若者起業家支援貸付) の残高も算入するものとします。

※スタートアップ創出促進保証を利用している場合、償還期間途中に、保証人の追加徴求はできません。

■受付機関■

申込者の事業所 (予定地) が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、証拠書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届 ([様式3.1](#)) を受付機関に提出し、資金用途についての確認を受けること。

取扱金融機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書 ([様式3.3](#)) を受付機関に提出すること。
(スタートアップ創出促進保証を利用する場合) スタートアップ創出促進保証に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■申込みに必要な書類■ [☞それぞれの書類の提出先：p. 7、8](#)

<p>1 基本書類…p. 7、8に記載の ■基本書類■ (1)～(10)、(12)～(21) と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付機関は制度融資申込書記入欄にチェック 「※2現地調査の要・不要」 p.11 現地調査が必要な場合、受付機関は現地調査報告書 (様式2.6) を作成 (原本1写し1を密封し申込者経由で取扱金融機関に提出。取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付) 1期目の確定申告又は決算が終了していない場合、確定申告書 (決算書) は不要 納税期限が到来していない場合、納税証明書等は不要 基本書類 (17) 定款の写しが必須となります。御注意ください。 	3部 (原本1写し2)
<p>2 本資金の利用に係る必要書類 (申込要件に応じ添付)</p> <p>(1) (要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合) 創業・再挑戦計画書 (様式8-1)</p> <p>(2) (要件オの場合) 保証協会所定の創業計画書 (スタートアップ創出促進保証用) …</p> <p>(3) (認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間 (要件ア (ア) は1か月、ア (イ) は2か月) を超えて開業する計画がある場合) 市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書……………</p> <p>(4) (以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要) 資格要件申告書 (様式8-2) ……</p> <p>(5) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し ((ア) 要件の場合のみ必要) ……</p> <p>(6) 解散登記のある商業登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書の写し ((イ) 要件の場合のみ必要) …</p>	<p>2部 (原本1写し1)</p> <p>2部 (原本1写し1)</p> <p>2部 (原本1写し1)</p> <p>2部 (原本1写し1)</p> <p>2部</p> <p>2部</p>

Q & A ④起業者育成資金

■融資対象者の要件■ (1) 創業者

- 4-1 ①県外に住んでいるが県内で開業する場合、対象か。
 ②半年前に県外で創業したが県内に事業所を移転する場合、対象か。
 ③半年前に県外で創業した会社が県内に新たな支店を設立するための設備資金は対象か。

①～③とも、県内における事業の客観的な着手の確認がとれれば対象となる。

- 4-2 ①事業を営んでいないとは。
 ②過去に個人事業主であったが現在は会社に勤務している者が、新たに事業を開始（または会社を設立）する場合、対象となるか。
 ③法人の役員である場合はどうか。

①個人の開業時又は会社設立時に事業を営んでいないこと。過去に営んでいたかは問わない。

②対象となる。

③法人の役員である場合、代表権のある役員は事業を営んでいることとなり対象とならないが、代表権のない役員は「事業を営んでいない」に該当し対象となる。

- 4-3 個人事業を開始し、その後、法人成りした場合、対象か。

個人事業を開始した後、新たに会社を設立した方で、事業の全部または一部を当該会社に承継させ、かつ個人事業を開始してから5年未満であれば対象。

なお、法人成りして1年未満での他資金の利用の可否は【[p. 20 Q&A1-15](#)】を参照。

- 4-4 個人で不動産貸付を行い不動産収入を申告しているサラリーマンが、個人又は法人で新たに開業する場合、対象か。【[p. 18 Q&A1-4](#) 参照】

不動産収入を「事業所得」として申告していた場合、金額にかかわらず「事業を営んでいない個人」に該当しないため対象外（事業所得として申告していない場合は対象）。

- 4-5 会社に勤務しながら、又は法人で代表権のない役員を続けながら開業する場合、対象か。

開業時に会社に勤務していたとしても、このことだけをもって申込みができないものではない。しかし、開業後は事業に専念することが前提であるため、事業計画について保証協会に事前相談することが望ましい。

- 4-6 A社のB支店に勤務する者が、当該B支店の設備等を自らの資金で買い取って事業を始める場合（分社化ではない）、対象か。

A社そのものを買い取る場合を除き、対象となる。ただし、分社化でないことや、分離するB支店の事実上の経営を、引き続きA社の代表取締役が行わないことの確認が必要。（なお、後継者不在のためA社そのものを買い取り事業承継を行う場合には、産業創造資金（事業承継特別貸付又は事業承継支援貸付）を利用できる場合がある。）

- 4-7 居抜きで店舗を購入して開業する場合、対象か。

対象。見積書、建物図面、売買契約書又はこれに準ずる書面を提出する。付帯設備については、見積書で内容が不明確なものはカタログ（又は写真）を提出する

- 4-8 休眠会社を買い取り独立する場合、対象か。

事業を営んでいない個人が設立した会社に当たらないため対象外

- 4-9 会社を設立してから1年後に代表者の変更をした場合、対象か。

主体的な発起人が「事業を営んでいない個人」であれば対象となりうるが、代表者変更には法人買取りなどのケースもあり総合的に判断する。

4-10 社員が製造業の合同会社を設立し、数か月後に①株式会社に組織変更、②業種を建設業に変更した場合、対象か。

代表者の連続性が確認できれば、①組織変更、②業種変更とも対象（同一事業1年以上が要件ではないため）。ただし、審査上、変更の理由等について説明を求められる可能性がある。

4-11 建物建築資金は対象か。

建物建築（不動産取得）資金は、原則として融資対象物件を担保とするため、無担保が要件の本制度では原則として対象外。ただし、金融機関及び保証協会が無担保での利用を認めた場合に限り対象となる。したがって、事前に金融機関及び保証協会に確認の上、申し込むこと。

4-12 事業所の建築資金を借りる場合、「1か月以内に新たに開業する具体的計画」に該当するためには、1か月以内に竣工する必要があるか。

この場合は、例外的に1か月以内に建築着工が確認できればよい。（竣工後速やかに開業する計画となっていることを確認）。

4-13 「新たに会社を設立」の会社とは。（「設立後5年未満の会社」の会社も同じ）

会社法の株式会社・合名会社・合資会社・合同会社。税理士法人、弁護士法人などの士業法人も合名会社に準じて「会社」に含み、医療法人等は含まない。

4-14 認定特定創業支援等事業について、開業予定地以外の自治体から受けた認定も対象になるか。（新規）開業予定地以外の自治体（県外自治体を含む）で受けた認定も対象となる。

■融資対象者の要件■ (2) 新規中小企業者

4-15 個人の開業・会社設立から5年未満とは。

事業開始が確認可能な日（原則として税務署・県税事務所に提出した開業届記載の開業日）、登記簿上の会社成立の日から、保証書発行までに5年未満であること（休業期間や外国での事業期間も算入）。

4-16 個人の開業届提出又は法人設立登記があればp.41の融資対象者イの新規中小企業者とみるか。

会社の場合、設立登記後ならば開業が確認できなくてもイに該当するが、個人の場合、開業届という形式要件はあっても現地確認等により具体的な開業が確認できなければイに該当せず、融資対象者アの創業者に該当するか具体的計画の有無で判断することになる。

■融資対象者の要件■ (3) 分社化

4-17 分社化で対象となるのは。

分社化とは、中小企業者である会社が、自らの事業の一部又は全部を継続して実施しつつ、新たな会社を設立することをいう。ただし、次の①又は②に該当する場合は分社化の対象外となる。

- ①既存の会社が事業を継続していない
- ②新たな会社が既存の会社の経営資源（資金、人材、設備、商号等）を活用していない（会社Aの代表者が、単に新しく別会社Bを設立しただけとみられる場合など）。

なお、分社化の要件での利用を希望する場合は、審査上、事業内容及び経営資源の活用状況（※）等を総合的に判断する必要があるため、保証協会に事前相談することが望ましい。

* 経営資源の活用状況

- ・ 資金（新たな会社への出資比率が20%超など）
- ・ 人材（取締役の半数以上が既存の会社からの出向者又は元社員など）
- ・ 設備（固定資産を既存の会社から引き継いでいるなど）
- ・ 商号（既存の会社の商号の一部を新たな会社の商号に入れているなど）

4-18 県外の会社が県内に新たな会社を設立するための資金 (p. 41 融資対象者要件ア(ウ)での申込み)は対象か。

対象外 (申込企業が県内の中小企業であることを要するため)。

なお、分社化後の県内での新たな会社がイ(ウ)で申し込む場合は、親会社の県内外は問わないため対象。

4-19 会社Aが新設会社Bに従来の事業を全て移管し「全く違う事業」を行っている場合Bは対象か。

「事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立した会社」に当たらないため対象外。

■融資対象者の要件■ (4) 再挑戦支援保証

4-20 保証協会への事前相談は、求償権消滅保証を利用しない場合でも必要か。

円滑な審査事務を行うため、再挑戦支援保証の利用を希望する場合は保証協会での事前相談を必須としている。相談の際、計画書の作成が必須ではないが望ましい。

4-21 事業の廃止の日・会社の解散の日から5年未満とは。

廃業届出書の廃止日、閉鎖謄本の解散事由発生日から、5年目の応当日の前日までに保証申込をしていること。

4-22 破産免責決定を受け廃業届出書等で廃止日を確認できない場合の起算日は。

破産手続開始日が事業の廃止の起算日となる。

4-23 廃業届出書を未提出又は紛失した場合、対象か。

過去の税務申告書で確認できれば対象。

確認できない場合は廃業届出書を実態に合わせて提出(再提出)できれば対象。

4-24 実質解散状態だったが解散決議・解散登記がない場合、対象か。

対象外。

4-25 「経営状況の悪化」とは。

事業者本人又は業務を執行する役員の経営判断の誤りや取引先の倒産等により経営状態が悪化した場合。事業継続に何ら支障のない者が自発的に廃止又は解散した場合は含まない。

4-26 解散した「会社」とは。

会社法の会社(士業法人を含む)のことで規模・業種の制限はない。合名・合資・合同会社(持分会社)の場合、業務執行者以外の社員は対象外。「外国会社」は原則として対象外だが国内で登記した営業所の業務執行役員だった場合は対象。医療法人等は対象外。

■融資対象者の要件■ (5) スタートアップ創出促進保証

4-27 「保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。」とされているが受付時にどのように確認するか。

保証協会所定の「創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)」における3.「必要な資金及び調達の方法」により確認を行う。受付機関にあっては、「自己資金割合確認欄」において要件を満たしているか形式的に確認されたい(受付機関において、疎明資料の確認は不要)。

なお、創業計画段階又は会社設立済だが売上高の計上がない場合には創業計画書3.(1)で「創業資金総額の1/10以上の自己資金」の確認が必要だが、会社設立済みで売上高の計上がある場合には創業計画書3.(1)に加えて3.(2)「 $\text{資本金} \div (\text{資本金} + \text{借入金等}) \geq 1/10$ 」による確認も可能。3.(2)の確認は申込時の試算表等で資本金及び借入金等の金額を判断する。

※借入金等は、親族・知人等からの借入と金融機関からの借入の合計額。

4-28 税務申告1期以上終了している者の定義は何か。

事業年度終了の翌日から2か月以内の申告期限に決算が確定した者をいう。なお、申告期限の延長申請の特例を受ける中小企業者は延長後の申告期限内に決算が確定した者とする。
また、税務申告1期の決算月数は問わないものとする。

4-29 税務申告1期以上終了している者について自己資金要件は課さないのか。

そのとおり。

4-30 法人成りした場合で個人の税務申告1期以上終了している者については自己資金の確認は必要か。

個人で税務申告1期の実績があることから確認は不要。

4-31 自己資金はいつ時点のもので確認をするのか。

原則として創業時（創業計画段階や会社設立済みであり売上高の計上がないもの）の資金計画で自己資金を確認する。

4-32 自己資金及び創業資金総額にはどのようなものが該当するのか。

自己資金には法人が有している預貯金（普通預金・定期預金等残高の確認できるもの）、有価証券、既に購入済の設備（不動産も含む）、両親・兄弟等の親族からの贈与（客観的証明書類があるもの）、出資金、その他客観的に評価が可能な資産等が該当する。「創業計画書」における「3. 必要な資金及び調達の方法」の自己資金の金額がこれに該当する。

また、創業資金総額は、上記の自己資金に加え、親族・知人等からの借入、金融機関からの借入の合計金額をいう。「創業計画書」における「3. 必要な資金及び調達の方法」の合計金額が創業資金総額に該当する。

4-33 前問に関連して有価証券、既に購入済の設備資金（不動産も含む）、その他客観的に評価が可能な資産等はどうのように評価を行うのか。

取扱金融機関が評価を実施する（受付機関において根拠の確認は不要であるが、取扱金融機関の資産等の評価の結果、自己資金の要件を満たさないと判断した場合は対象外となる旨を伝えていただきたい。）。

4-34 代表者個人の住宅ローン等の借入金金融機関からの借入金に含まれるか。

含まれない。なお、かつての新事業創出貸付では、年間返済予定額の2年分を自己資金から控除していたが、スタートアップ創出促進保証ではそのような取扱いはない。